



全ての加盟国が、原油の輸送が専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第二三二七号(二〇一六年)、第二三三二七号(二〇一七年)、第二三七七号(二〇一七年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動と無関係であると委員会が事前に個別の案件に応じた承認する場合を除き、この決議の採択の日からいかなる二か月間においても、この決議の採択前二か月間に当該加盟国が供給、販売又は移転した量を超えて、北朝鮮に対し、原油を供給、販売又は移転しないことを決定する。

16 北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による、又はその旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いて、繊維製品、生地及び部分的に又は完全に完成された衣類を含むがこれらに限られない)の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、並びに、全ての国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いて、北朝鮮からのこれらの品目(北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない)の調達を禁じることが決定するとともに、さらに、全ての国が、この決議の採択よりも前に書面契約が確定された繊維製品(生地及び部分的に又は完全に完成された衣類を含むがこれらに限られない)のこのような販売、供給及び移転のために、この決議の採択の日から一三五日以内に委員会に対して提供されるこれらの輸入品の詳細を含む通知をもって、この決議の採択の日から九〇日までの間はこれらの船荷の自国の領域への輸入を認めることができることを決定する。

17 全ての加盟国が、自国の管轄権内の北朝鮮国民の雇用が人道支援の輸送、非核化又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二二〇九号(二〇一三年)、第二二七〇号(二〇一六年)、第二三二二七号(二〇一六年)、第二三五六号(二〇一七年)、第二三七七号(二〇一七年)若しくはこの決議の目的に適合するその他の目的のために必要とされることを委員会が事前に個別の案件に応じて決定する場合を除き、自国の領域への許可に関連して、自国の管轄権内において北朝鮮国民への労働許可を提供しないことを

決定するとともに、この規定は、この決議の採択前に書面契約が確定している労働許可には適用しないことを決定する。

18 各国が、委員会が事前に個別の案件に応じて合併企業又は共同事業体を(特に利益を生み出さない非商業的な公共インフラ事業)であるとして承認する場合を除き、自国民により又は自国の領域内において、北朝鮮の団体又は個人(北朝鮮政府の代理として代表表としてかを問わない)との間で新規及び既存の全ての合併企業又は共同事業体の開設、維持及び運営を禁止することを決定し、さらに各国が、委員会が個別の案件に応じてそのような合併企業又は共同事業体を承認しない場合には、このようないかなる既存の合併企業又は共同事業体を(合併企業又は共同事業体を閉鎖することを決定するとともに、この規定は既存の中国と北朝鮮との間の水力発電インフラ事業及び決議第二三七一号(二〇一七年)の規定で許可されたロシア原産の石炭を輸出することのみを目的としたロシアと北朝鮮の間の羅津・ハサン港及び鉄道事業には適用しない)ことを決定する。

